

病状説明などの勤務時間内実施について

厚生労働省より医師をはじめとする医療従事者の働き方改革の一環として、当院においても医療従事者の長時間労働の是正や負担軽減の取り組みをしております。

医師による患者さんやご家族への手術や病状説明は、**原則として平日診療時間内（9時～17時）**とさせていただきます。

上記時間外に説明を求められてもお断りする場合があります。

診療上、病状の変化や緊急時等において医師が必要と判断した場合にはこの限りではありません。

皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。



桜町病院 病院長